

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月25日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルヨシセンター 高松市南新町4番地の6 中道リース株式会社 札幌市中央区北1条東三丁目3番地		
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)はんざんモール 丸亀市飯山町西坂元24番地1 外		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	名称	住所	代表者氏名
	株式会社マルヨシセンター	高松市南新町4番地の6	佐竹克彦
	株式会社マツモトキヨシ中四国販売	岡山県岡山市南区福富西一丁目20番32号	上村浩司
	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合映治
	株式会社アットセレクション	丸亀市郡家町2540番地	松岡孝尚
大規模小売店舗の新設をする日	平成30年4月1日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	3,222平方メートル		
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置 図面3 建物配置図 参照 収容台数 140台 ※整備台数201台 ※敷地内に従業員駐車場58台分を確保します。	
	駐輪場の位置及び収容台数	位置 図面3 建物配置図 参照 収容台数 92台(3箇所)	
	荷さばき施設の位置及び面積	位置 図面3 建物配置図 参照 面積 206平方メートル(2箇所)	
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 図面3 建物配置図 参照 容量 34.84立方メートル(3箇所)	

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	名称	開店時刻	閉店時刻	
		株式会社マルヨシセンター	午前8時	午後11時	
		株式会社マツモトキヨシ中四国販売	午前9時	午後10時	
		株式会社セリア	午前9時	午後9時	
		株式会社アットセレクション	午前9時	午後9時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後11時30分まで			
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位置	図面3 建物配置図 参照	箇所数	3箇所
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで			

2. 届出年月日

平成29年7月31日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成29年8月25日から平成29年12月25日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年12月25日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ